

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成26年12月22日（平成26年（行個）諮問第128号）

答申日：平成29年2月22日（平成28年度（行個）答申第184号）

事件名：本人が行った保有個人情報開示請求に対する近畿運輸局長の処分に係る文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる請求1ないし11の文書に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求に対し、請求1-②、2、3-②、4、5-②、6-②、7、8-②、9-①、10及び11（以下、併せて「本件請求保有個人情報1」という。）につき、別紙の2に掲げる文書1ないし30に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、その全部を開示し、請求1-①、3-①、5-①、6-①及び③、8-①並びに9-②（以下、併せて「本件請求保有個人情報2」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、本件対象保有個人情報を特定したこと及び本件請求保有個人情報2を保有していないとして不開示としたことは、いずれも妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、近畿運輸局長（以下「処分庁」という。）が行った平成21年9月9日付け近運総広第68号による一部開示決定（以下「処分1」という。）及び同日付け近運総広第68-2号による不開示決定（以下「処分2」といい、処分1と併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

たかが一市民が・・・等、近畿運輸局の、市民を馬鹿にした対応が続いた。今回も、[規定集]を無視して、また開示請求を無視し、最終的に一方的に開示決定がされた。

常々、誠実に対応してもらえば、一切の審査請求など取り下げをして良い旨表明してきたが、酷い扱い方をされ続けられている。

平成20年8月11日付け近運総広第47号・近運鉄技第135号の近畿運輸局長名回答文書には、職員の不適切な対応並びに開示決定文書の送信が遅れていることのお詫びがあり。

そして、鉄道部職員の暴言及び不適切な対応に深謝いたしますと明記されて、8件の文書は、近日中に送付する旨明記されているにも関わらず、8件の開示決定文書は、2年経過した現在も送付されず、不作為による審査請求は、「請求人より受け取りを保留する」旨の回答があったとの言いがかりをつけ「審査請求を棄却」の弁明書を提出している。まったくの言いがかりで、怒りを感じます。近畿運輸局長が「受け取りを保留する」との主張をする限り、8件の開示決定文書は、開示実施手数料の収入印紙の消印もなく永遠に未処理のままになることは間違いないでしょう。

この局長名文書に係る平成21年1月30日のお詫びの説明で、総務関係のケースでは、審査請求人の主張が不十分ながらも認められ誠意を感じた。しかし、鉄道部職員は、ごまかしを続け、若干の誠意も感じられず、一切の審査請求等の取り下げなどをするに至らなかった。そして、同じ発番・同じ日付の近畿運輸局長の公印を押印した情報公開開示決定通知書を発出する等（公印押印簿に記載無く無断で処理されている）、審査請求人に対して考えられない、酷い扱いを今日まで数多くしています。絶対許し難い同局の行為です。同局長の行為です。

今回の文書特定で、鉄道部関係の主務課から文書特定についての直接の連絡は、ありませんでした。文書22では、「「情報公開に係る基準」の例示を添付するなど更に追求してきたもの」と市民を馬鹿にし、規程を無視した酷い認識しかありません。このことが、本件審査請求の処分に係る開示請求の事務処理で行われています。

これら不当な取扱いなどは主務課の責任ではなく、近畿運輸局長の責任であることを申し添えます。

- (1) 文書特定が一方向的に打ち切られ、開示請求の文書内容が無視された（規程どおり求めたが無視されている）。特に鉄道部の主務課は、馬鹿にするな、主務課として、文書特定の連絡など一切なかった。情報公開窓口に一切の責任を押し付けている。
- (2) 開示決定における開示決定文書の中で、*補正の項目で、開示請求者に確認済みと記載されているが、このような確認をされた覚えはない。開示請求において一切の文書と明記している。一切の文書名は必要であり、9月1日付けの文書特定の連絡文書にも文書名及び書類枚数が明記されている。9月2日の電話連絡において、開示請求人から「例として、総務課開示文書・・・別紙のとおり904枚の、904枚は、実施申出の折には、申し出はしない予定」の旨告げている。開示文書名まで削除など申し出ていない。

この9月1日付けの文書特定の連絡に記載されたものまで無視し、最終確認をしなく、一方向的に開示決定されている。各主務課長は、何を根拠に開示決定を進めたのか、明確にして説明及び謝罪すべき。また、近

畿運輸局長の責任は重いことを申し添える。

(略)

(3) 開示しない文書について

請求1, 3, 5, 6, 8及び9の全てについて、処分庁は、起案されていないため文書不存在の理由にして開示していません。開示請求でどこに「起案」と断定したのでしょうか、また、文書特定の連絡時に、「起案」のみでよいと各主務課に回答したのでしょうか。一切していませんし、このような了解はしていません。開示請求では、「一切の書類」です、

当然にして、連絡なり、確認なりにおいて根拠書類・協議メモ・技術課内で調整した関係メモ書類関係・・・等があり、それらなくしてこれらの元の文書は存在できません。

これらのメモ等の文書やメモなどは、それぞれの対外的に発出された文書の基礎になるもので、行政文書です。

平成20年7月11日付け近運総広第39号にて開示のありました技術課の開示文書NO24・25は電話記録で、かつ変冊されていなかったもので、また、決裁・供覧もありません。また、対応者は記載されていますが、作成者の明記もなく、対応者の押印もありません。しかし、開示してもらっています。

近運総広第39号の事例の観点からも、一切の書類の開示を求めます。関係者が複数です。それぞれにもメモなどが無いとは考えられません。それぞれにもメモなどが無い、また書庫等にも無いという立証が出来て初めて不在在になります。

第3 諮問庁の説明の要旨

本件諮問にあたり、諮問庁において原処分の妥当性について検討した結果は次のとおりである。

1 文書特定の連絡時に作成される関係主務課における起案文書や連絡・確認・協議メモ等の書類、すなわち本件対象保有個人情報があるはずと主張する点について

審査請求人が処分庁より開示を受けた保有個人情報である平成21年8月5日付け近運総広第55号及び第55-2号(以下「55号等処分」という。)の開示請求をした段階から現在に至るまでの一切の書類を求めるという本件開示請求に対し、処分庁は、別紙2に掲げる文書1ないし30に記録された保有個人情報(本件対象保有個人情報)を開示するとともに、請求1-①, 3-①, 5-①, 6-①及び③, ⑧-①並びに9-②は不存在のため不開示とした。

これに対し審査請求人は、55号等処分に係る開示請求における文書特定の際に、処分庁の関係主務課において起案文書や連絡・確認・協議メモ等の書類が作成されているはずであるが、係る文書が開示されていないと

主張している。

この点について、処分庁は、55号等処分に係る開示請求の対応に当たっては、法に係る事務手続きを担当する総務課窓口担当者が他の関係主務課に直接赴いて、開示すべき保有個人情報を確認するとともに関係主務課担当者と協議の上、文書特定のための審査請求人あて文書や補正通知書を作成したため、関係課内の協議メモや総務課に提出する文書等は作成されていないと説明している。

関係課が保有する個人情報の特定作業を行った場合、関係主務課において特定した文書を総務課に報告することとなるが、55号等処分に係る開示請求に係る手続きでは総務課担当者が関係主務課に赴いて作業を行ったとしているため、その理由を確認したところ、処分庁の担当者は、平成21年8月5日付けで開示した55号等処分に係る保有個人情報は、審査請求人に対する法あるいは行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づく処分等に関する情報であり、一義的には総務課が主務課になることから、文書特定に当たっては、まず総務課の担当者が関係主務課に赴き、関係主務課の担当者と共に開示の対象となり得る保有個人情報が記載された文書を検索し、特定作業及び取りまとめ作業を行ったとしている。

さらに、審査請求人が処分庁に開示を求めた55号等処分内容及び本件開示請求の内容は、審査請求人が以前に法に基づきなされた開示請求に係る処分内容やその手続に関する情報であって、処分庁においては開示対象となり得る保有個人情報が記載された同じ文書が複数の部課に存在しており、それらが重複・輻輳する可能性があるため、文書特定に当たっては、これら全ての処分等に関わっている総務課担当が一義的に担うことにより迅速かつ的確に対応することができると判断したとしている。

諮問庁において、処分庁の総務課が本件開示請求に係る主務課となった経緯について確認したところ、55号等処分において開示された全1577枚の開示文書のうち総務課が保有する開示文書は904枚と半数以上であることから、関係する4課のうち総務課を主務課とすることに合理性があると判断したと説明する。本件開示請求は、開示請求書や開示文書等の同一の保有個人情報が複数の部課等に存在していることから、主務課である総務課が中心となって文書特定の取りまとめ作業等を行ったことに不自然な点は認められない。よって、関係主務課において、文書特定の段階において、文書の特定に係る連絡調整のための文書が作成されなかったとする点に、不自然・不合理な点はないと考える。

なお、処分庁においては、55号等処分に係る開示請求において、審査請求人に対する文書特定に資する情報として、存在している文書及び存在していない文書のリストを記載した文書一覧を送付し、その都度、審査請

求人と電話にて文書特定に関する相談を行った上で、開示請求の補正を求めるための補正通知書を発出しており、それらの文書は、本件開示請求の対象文書としてすべて開示されている。

2 開示対象文書の一部が補正段階において開示の対象から除外されたとする点について

審査請求人は、開示を求める「55号等処分に係る一切の書類」のうち「(55号等処分における)開示文書は除く。開示請求者に電話にて確認済み。」と、本件開示決定通知書の中に「※補正」として記載されている点について、そのような申し出はしていないと主張している。

この点について処分庁は、本件開示請求において開示の対象となり得る「55号等処分における開示文書」は1577枚もの分量があり、55号等処分の段階で既に開示請求者に送付していることから、本件開示請求においても開示の対象とする必要があるか否かについて、文書特定の段階で確認したところ、「必要ない」との回答があったため文書特定の対象から除外したとしている。

諮問庁において、審査請求人から提出された保有個人情報開示請求書(写し)を確認したところ、当該請求項目が記載されている欄に「※開示された文書は除く。(8/31, 9/2 請求者に確認済)」と記載されており、この記録の経緯を処分庁に確認したところ、文書特定に際して処分庁の総務課担当者から審査請求人に平成21年8月31日と同年9月2日に電話にて確認した内容を記載したものと説明があった。

さらに、処分庁の総務課担当者が作成した、文書特定の段階における審査請求人との電話のやり取りを記録したメモを確認したところ、「審査請求人との電話記録, 平成21年8月31日(月) 11:30~12:00, 開示請求者より電話」と題するメモには、「開示文書は必要ではない。どのように処理されているのが重要だ。」との記載があり、また同様の「審査請求人との電話記録, 平成21年9月2日(水) 17:20~, 開示請求者へ電話」と題するメモにも「開示文書はいらない。どのように処理しているか知りたい。」と記載されていることが確認された。

この点、開示請求書等に記載されているこのような審査請求人とのやり取りに関する明確な記録を覆す事情はないものと認められる。よって、処分庁が、文書特定の段階において、55号等処分における開示文書を、本件開示請求の対象文書として特定する必要がないと判断したことは妥当であると考えられる。

3 その他の主張について

審査請求人の主張の一部に55号等処分の内容を不服とするものが含まれているが、当該主張は本件諮問に係る審査の対象と認められない。また、その他の主張についても諮問庁の上記判断を左右するものではない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成26年12月22日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成28年11月17日 審議
- ④ 平成29年2月6日 審議
- ⑤ 同月20日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、審査請求人が行った別件開示請求に対して、処分庁が平成21年8月5日付け近運総広第55号及び同第55-2号により決定（55号等処分）を行ったことを踏まえ、55号等処分に関して、別件開示請求を行った時点から本件開示請求を行った時点までの別紙の1に掲げる請求1ないし11に係る一切の文書（保有個人情報）の開示を求めるものである。

処分庁は、別表のとおり、処分1において請求1-②、2、3-②、4、5-②、6-②、7、8-②、9-①、10及び11（本件請求保有個人情報1）につき、別紙の2に掲げる文書1ないし30に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）を特定し、その全部を開示するとともに、処分2において、別紙の1に掲げる請求1-①、3-①、5-①、6-①及び③、8-①並びに9-②（本件請求保有個人情報2）について不存在を理由に不開示とした。

これに対し、審査請求人は、本件対象保有個人情報の外にも本件請求保有個人情報1に該当するものがあるはずであり、本件請求保有個人情報2を保有しているはずであると主張していることから、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性及び本件請求保有個人情報2の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

- (1) 審査請求人は、本件開示決定通知書に「※ 補正：『平成21年8月5日付近運総広第55号及び第55-2号に係る一切の書類』のうち、開示された文書は除く（平成21年8月31日及び9月2日開示請求者に電話にて確認済み）」との手書きの記載があり、本件開示請求では、55号等処分により決定され開示された開示実施文書を本件請求保有個人情報から除くことに自分が同意した旨の記載があるが、このような確認をされた覚えはない旨主張する。
- (2) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対して55号等処分において開示実施した文書に記録された保有個人情報を本件対象保有個人情報として特定しなかった経緯等について、改めて確認させたところ、諮問庁は

以下のとおり説明する。

ア 処分庁は、本件対象保有個人情報の特定を行うに当たって、審査請求人に対する文書特定に資する情報として、存在している文書及び存在していない文書のリストを記載した文書一覧を送付し、その都度、審査請求人と電話にて文書特定に関する相談を行った上で、開示請求の補正を求めるための補正通知書を発出するなどして、適切に対応している。

本件では、55号等処分により開示決定した文書1577枚は既に審査請求人に開示しているにもかかわらず、再びこれを対象にするとかかなりの分量になってしまうことから、処分庁の総務課担当者が平成21年8月31日と同年9月2日の審査請求人との電話にて確認したところ、55号等処分で既に開示実施した文書を除くことが明確に確認されたため、開示請求書を手書きで補正した。

イ 近畿運輸局総務課担当者は、平成21年8月31日と同年9月2日の審査請求人との電話のやり取りについて、以下のような内容のメモを残しており、このことから、審査請求人が55号等処分により開示実施した文書1577枚を本件請求保有個人情報から除外することに同意していたことは、明らかである。

○ 平成21年8月31日（月）11：30～12：00

「開示請求者より電話」、「開示文書は必要ではない。どのように処理されているのが重要だ。」

○ 平成21年9月2日（水）17：20～

「開示請求者へ電話」、「開示文書はいらない。どのように処理しているか知りたい。」

ウ 開示実施した文書を除くと、近畿運輸局において55号等処分に関して保有している文書は、文書1ないし30のみであり、これらに記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）以外に本件請求保有個人情報1に該当する保有個人情報は保有していない。

(3) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対して上記(2)イのメモの提示を求めさせ、当審査会においてその内容を確認したところ、上記諮問庁の説明のとおりであることが確認でき、55号等処分で既に開示実施した文書は、本件請求保有個人情報1に該当しないものと認められる。また、本件対象保有個人情報の外に本件請求保有個人情報1の対象として特定すべき保有個人情報が存在することをうかがわせる特段の事情は認められない。

したがって、近畿運輸局において、本件対象保有個人情報の外に本件請求保有個人情報1の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 本件請求保有個人情報2の保有の有無について

(1) 審査請求人は、原処分では、請求6-③以外の本件請求保有個人情報2について、各関係課で起案しておらず、不存在である、請求6-③について、無視したことが分かる書類等に該当する文書は不存在であるとして不開示決定しているが、本件開示請求では一切の書類（保有個人情報）の開示を求めており、起案のみでよいとは回答しておらず、外にも、文書（保有個人情報）の特定を行うに当たって関係課との連絡・協議等の文書があるはずであると主張する。

(2) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対して改めて関係課との連絡・協議等の文書の保有の有無について確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

ア 本件開示請求では、別件開示請求を受けて処分庁が行った55号等処分に係る文書（保有個人情報）の開示を求めているところ、通常であれば、関係課が保有する個人情報の特定作業を行う場合には、関係課において特定した文書を総務課に報告して行うこととなる。

しかしながら、別件開示請求は、更に審査請求人が行った他の情報公開開示決定案件の照会に対する近畿運輸局からの回答等に関する保有個人情報の開示を求めるものであったため、別件開示請求を受けたことに対する文書特定の一義的な主務課が総務課であったこと、また、結局、55号等処分を行うために特定した全1577枚のうち総務課が保有する文書は904枚と半数以上であったことから、法に係る事務手続を担当する総務課窓口担当者が他の関係主務課である総務部会計課、鉄道部監理課及び技術課（関係課）に直接赴いて、別件開示請求での請求保有個人情報に該当する保有個人情報を確認するとともに、関係課担当者との協議の上、文書特定のための審査請求人宛て連絡文書や補正通知書を作成したため、関係課内の協議メモや関係課から総務課に提出するための文書・メール等は作成していない。

イ また、審査請求人は、請求6-③において、文書特定に関する審査請求人からの文書を無視したかが分かる書類等一切の開示を求めているが、処分庁は、55号等処分に係る開示請求において同人に対する文書特定に資する情報として、存在している文書及び存在していない文書のリストを記載した文書一覧を送付し、その都度、同人と電話にて文書特定に関する相談を行った上で、開示請求の補正を求めるための補正通知書も発出して見直しを行っており、審査請求人からの文書を無視していない。したがって、無視したかが分かる文書は作成していない。

ウ 念のため、処分庁に対し、本件請求保有個人情報2に該当する文書を保有していないか、関係課の執務室や書庫等を入念に探索させたが、

該当する文書は発見されなかったとの報告を受けている。

- (3) 55号等処分に関して関係課との連絡・協議等の文書や審査請求人からの文書を無視したかが分かる文書は作成しておらず、その外近畿運輸局において本件請求保有個人情報2を保有していないとする上記諮問庁の説明に特段不自然・不合理はない。また、その外に本件請求保有個人情報2に該当する保有個人情報が存在することをうかがわせる特段の事情も認められない。

したがって、近畿運輸局において本件請求保有個人情報2を保有しているとは認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 付言

本件は、審査請求から諮問までに5年1か月余が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

6 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求に対し、本件請求保有個人情報1につき、本件対象保有個人情報を特定して開示し、本件請求保有個人情報2につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、近畿運輸局において、i) 本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは妥当であり、ii) 本件請求保有個人情報2を保有しているとは認められないので、これを保有していないとして不開示としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙

1 本件請求保有個人情報

平成21年8月5日付近運総広第55号及び同第55-2号に係る開示請求から現在までに至る一切の書類及び一切の電磁的記録。

起案・決裁・主務課への通知・主務課の決裁・総務課への通知関係及び局長文書の処理状況一切を含む下記項目など。

請求1 平成21年5月28日付けにての文書特定等に係る一切の書類等。

- ① 関係主務課の起案関係，総務課窓口へ提出等一切の書類
- ② 窓口の一切の書類等（決裁等を含む。）

請求2 2009年6月1日付け近畿運輸局長あて開示請求人の書類に係る一切。

総務課（窓口）の処理状況の一切の書類，主務課への通知及び主務課における処理状況の一切の書類。

請求3 平成21年6月2日付けにての文書特定等に係る一切の書類。

- ① 関係主務課の起案関係，総務課窓口へ提出等一切の書類
- ② 窓口の一切の書類等（決裁等を含む。）

請求4 2009年6月10日付け近畿運輸局長あて開示請求人の書類に係る一切。

総務課（窓口）の処理状況の一切の書類，主務課への通知及び主務課における処理状況の一切の書類

請求5 平成21年6月11日付け近運総広第31号の補正通知に係る一切の書類。

- ① 関係主務課の起案関係，総務課窓口へ提出等一切の書類
- ② 窓口の一切の書類等（起案・決裁等を含む。）

請求6 平成21年6月17日付け近運総広第34号の補正通知に係る一切の書類。

- ① 関係主務課の起案関係，総務課窓口へ提出等一切の書類
- ② 窓口の一切の書類等（起案・決裁等を含む。）。2009年6月10日付け近畿運輸局長あて文書がどのように生かされているか等が分かる書類等一切。
- ③ 2009年6月10日付け近畿運輸局長あて文書を無視したかが分かる書類等一切。

請求7 2009年6月30日付け近畿運輸局長あて開示請求人の書類に係る一切。

総務課（窓口）の処理状況の一切の書類，主務課への通知及び主務課における処理状況の一切の書類。

請求8 平成21年7月3日付け近運総広第39号の期限延長通知に係る一切の書類。

- ① 関係主務課の起案関係，総務課窓口へ提出等一切の書類
- ② 窓口の一切の書類等（起案・決裁等を含む。）

請求 9 7月22日受け取り文書（発信日なし {技術課長及び総務課（担当）}）の文書特定に係る一切の書類。

- ① 本件文書起案に係る一切の書類
- ② 主務課起案し総務課窓口通知に係る一切の書類

請求 10 2009年7月28日付け近畿運輸局長あて開示請求人の書類に係る一切。

総務課（窓口）の処理状況の一切の書類，主務課への通知及び主務課における処理状況の一切の書類。

請求 11 平成21年8月5日付近運総広第55号及び第55-2号に係る一切の書類。

関係主務課の起案関係，総務課窓口へ提出等一切の書類，窓口の一切の書類等（起案・決裁等を含む。），当初開示請求文書名・7月28日及び以前に近畿運輸局長あて文書特定・情報公開事務規定の不存在文書の特定無視（暴言・不適切な対応。メールなど）をしている。これに係る書類の一切。不存在であれば，明確な理由を明記し不開示決定を求める。）

※ 補正：「平成21年8月5日付近運総広第55号及び第55-2号に係る一切の書類。」のうち，開示された文書は除く。（平成21年8月31日及び9月2日開示請求者に電話にて確認済み。）

2 本件対象保有個人情報

文書 1 平成21年5月28日付け文書「保有個人情報開示請求について」（案）《総務課》

文書 2 2009年6月3日受付「総務課長の説明文及び保有個人情報の文書特定について」《総務課》

文書 3 2009年6月1日付け「総務課長の説明文及び保有個人情報の文書特定について」《監理課》

文書 4 平成21年6月3日受付「総務課長の説明文及び保有個人情報の文書特定について」《技術課》

文書 5 2009年6月1日付け「総務課長の説明文及び保有個人情報の文書特定について」《会計課》

文書 6 平成21年6月2日付け文書「保有個人情報開示請求について（訂正）」（案）《総務課》

文書 7 2009年6月11日受付「保有個人情報の文書特定について」《総務課》

文書 8 2009年6月11日受付「保有個人情報の文書特定につい

- て」《監理課》
- 文書9 平成21年6月11日受付「保有個人情報の文書特定について」《技術課》
- 文書10 2009年6月11日受付「保有個人情報の文書特定について」《会計課》
- 文書11 平成21年6月10日付け起案（平成21年6月11日付け近運総広第31号）「補正通知について」《総務課》
- 文書12 平成21年6月16日付け起案（平成21年6月17日付け近運総広第34号）「補正通知について」《総務課》
- 文書13 2009年7月1日受付「保有個人情報の文書特定問題について」《総務課》
- 文書14 2009年7月1日受付「保有個人情報の文書特定問題について」《監理課》
- 文書15 平成21年7月28日付け「保有個人情報の開示請求の可否について」の起案文書に添付《技術課》
- 文書16 2009年7月1日受付「保有個人情報の文書特定問題について」《会計課》
- 文書17 平成21年7月3日付け起案（平成21年7月3日付け近運総広第39号）「保有個人情報開示決定等の期限の延長について（通知）」《総務課》
- 文書18 開示請求者あて「補正に係る文書の特定及びご説明」（総務課）案・本文《総務課》
- 文書19 保有個人情報開示請求の文書特定について（鉄道部技術課長）《技術課》
- 文書20 2009年7月29日受付「保有個人情報の文書特定問題について（申し入れ）」《総務課》
- 文書21 2009年7月29日受付「保有個人情報の文書特定問題について（申し入れ）」《監理課》
- 文書22 平成21年7月29日受付「保有個人情報の文書特定問題について（申し入れ）」《技術課》
- 文書23 2009年7月29日受付「保有個人情報の文書特定問題について（申し入れ）」《会計課》
- 文書24 平成21年8月4日付け起案（平成21年8月5日付け近運総広第55号）「保有個人情報行政文書の開示をする旨及び不開示にする旨の決定について」
- 文書25 平成21年7月27日付け起案 鉄道部監理課長から総務部総務課長あて事務連絡「保有個人情報の開示をしない旨の決定について」《監理課》

- 文書 26 平成 21 年 7 月 27 日付け起案 鉄道部監理課長から総務部
総務課長あて事務連絡「保有個人情報の開示をする旨の決定につ
いて」《監理課》
- 文書 27 保有個人情報開示請求書（写）《監理課》
- 文書 28 平成 21 年 7 月 28 日付け起案 鉄道部技術課長から総務部
総務課長あて事務連絡「保有個人情報の開示をしない旨の決定に
ついて」《技術課》
- 文書 29 平成 21 年 7 月 28 日付け起案 鉄道部技術課長から総務部
総務課長あて事務連絡「保有個人情報の開示請求書の可否につ
いて」（回答：開示をする旨の決定及び一部開示しない旨の決定）
《技術課》
- 文書 30 平成 21 年 7 月 28 日付け起案 総務部会計課長から総務部
総務課長あて事務連絡「保有個人情報の開示をする旨の決定につ
いて」《会計課》

別表（原処分における開示・不開示の判断）

1 本件請求保有個人情報	2 本件対象保有個人情報	3 開示・不開示の別（不開示理由）	
請求 1	①	—	不開示（不存在）
	②	文書 1	開示
請求 2		文書 2 ないし 5	開示
請求 3	①	—	不開示（不存在）
	②	文書 6	開示
請求 4		文書 7 ないし 10	開示
請求 5	①	—	不開示（不存在）
	②	文書 11	開示
請求 6	①	—	不開示（不存在）
	②	文書 12	開示
	③	—	不開示（不存在）
請求 7		文書 13 ないし 16	開示
請求 8	①	—	不開示（不存在）
	②	文書 17	開示
請求 9	①	文書 18 及び 19	開示
	②	—	不開示（不存在）
請求 10		文書 20 ないし 23	開示
請求 11		文書 24 ないし 30	開示